

○佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例（昭和五十四年三月十七日条例十二号）

新	旧																								
<p>（趣旨） 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第一項の規定に基づき、佐倉市立児童センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置） 第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の趣旨に基づき、児童に健全な遊びを与えその体力を増進し、情操を豊かにすることを目的として佐倉市立児童センター（以下「児童センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置） 第三条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐倉市立志津児童センター</td> <td>佐倉市上志津一、七六四番地六</td> </tr> <tr> <td>佐倉市立佐倉老幼の館</td> <td>佐倉市弥勒町二二九番地二</td> </tr> <tr> <td>佐倉市立臼井老幼の館</td> <td>佐倉市王子台六丁目二五番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市立北志津児童センター</td> <td>佐倉市井野七九四番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市立南部児童センター</td> <td>佐倉市大篠塚一、五八七番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	佐倉市立志津児童センター	佐倉市上志津一、七六四番地六	佐倉市立佐倉老幼の館	佐倉市弥勒町二二九番地二	佐倉市立臼井老幼の館	佐倉市王子台六丁目二五番地一	佐倉市立北志津児童センター	佐倉市井野七九四番地一	佐倉市立南部児童センター	佐倉市大篠塚一、五八七番地	<p>（趣旨） 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第一項の規定に基づき、佐倉市立児童センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置） 第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の趣旨に基づき、児童に健全な遊びを与えその体力を増進し、情操を豊かにすることを目的として佐倉市立児童センター（以下「児童センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置） 第三条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐倉市立志津児童センター</td> <td>佐倉市上志津一、七六四番地六</td> </tr> <tr> <td>佐倉市立佐倉老幼の館</td> <td>佐倉市弥勒町二二九番地二</td> </tr> <tr> <td>佐倉市立臼井老幼の館</td> <td>佐倉市王子台六丁目二五番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市立北志津児童センター</td> <td>佐倉市井野七九四番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市立南部児童センター</td> <td>佐倉市大篠塚一、五八七番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	佐倉市立志津児童センター	佐倉市上志津一、七六四番地六	佐倉市立佐倉老幼の館	佐倉市弥勒町二二九番地二	佐倉市立臼井老幼の館	佐倉市王子台六丁目二五番地一	佐倉市立北志津児童センター	佐倉市井野七九四番地一	佐倉市立南部児童センター	佐倉市大篠塚一、五八七番地
名称	位置																								
佐倉市立志津児童センター	佐倉市上志津一、七六四番地六																								
佐倉市立佐倉老幼の館	佐倉市弥勒町二二九番地二																								
佐倉市立臼井老幼の館	佐倉市王子台六丁目二五番地一																								
佐倉市立北志津児童センター	佐倉市井野七九四番地一																								
佐倉市立南部児童センター	佐倉市大篠塚一、五八七番地																								
名称	位置																								
佐倉市立志津児童センター	佐倉市上志津一、七六四番地六																								
佐倉市立佐倉老幼の館	佐倉市弥勒町二二九番地二																								
佐倉市立臼井老幼の館	佐倉市王子台六丁目二五番地一																								
佐倉市立北志津児童センター	佐倉市井野七九四番地一																								
佐倉市立南部児童センター	佐倉市大篠塚一、五八七番地																								
<p>（業務） 第四条 児童センターの業務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 子育て支援に関すること。 二 運動又は遊びを通じた児童の体力増進に関すること。 三 児童の健全育成に関すること。 四 図書の間覧及び貸出しに関すること。 五 その他市長が必要と認める業務 <p>（指定管理者による管理）</p>																									
<p>第五条 市長は、児童センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第二百四十四條の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に児童センターの管理を行わせるものとする。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p>																									

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 児童センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 第四条第一号から第四号までに掲げる業務の実施に関すること。
- 三 その他市長が必要と認める業務

(開所時間)

第七条 児童センターの開所時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができる。

(休所日)

第八条 児童センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- 一 月曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
- 三 一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日まで

(利用者の範囲)

第九条 児童センターを利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 市内に在住している十八歳未満の児童及び当該児童の保護者。ただし、小学校就学前の乳幼児にあつては、保護者等の付添いを必要とする。
- 二 その他指定管理者が認める者

(利用の制限)

第十条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童センターの利用を拒み、又は退所させることができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- 三 感染症があると疑われるとき。
- 四 児童センターの管理上支障があると認められるとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不適当と認めるとき。

(物品販売等の許可)

(利用者の資格)

第四条 児童センターを利用できる者は、佐倉市に住所を有し、次の各号に掲げる者とする。

- 一 おおむね三歳以上の幼児又は小学校一年から六年までの学童。ただし、小学校就学前の幼児にあつては、付添者を必要とする。
- 二 その他市長が特に必要と認めた者

(使用の許可)

第五条 児童センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限等)

第六条 市長は、次の各号の一に該当するときは、児童センターの使用許可を取消し、又は許可をしないことができる。

- 一 伝染性疾患があると疑われる者
- 二 この条例及び二の条例に基づく規則等に違反したとき。
- 三 その他児童センターの管理運営上支障があると認められたとき。

第十一条 児童センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 一 物品の販売その他これに類する行為
- 二 寄附の募集
- 三 広告物の掲示及び配布
- 四 その他前三号に掲げるものに類する行為

2 市長は、前項の許可に児童センターの管理に必要と認める条件を付することができる。

3 市長は、前条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当するとき又は市長が行為を不適当と認めるときは、行為を許可しない。

4 第一項の許可は、市長が特に認める場合は、指定管理者にこれを行わせることができる。

5 前項の規定により指定管理者が第一項の許可をする場合は、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(使用料)

第十二条 児童センターの使用料は、無料とする。

(損害賠償の義務)

第十三条 利用者は、児童センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成 年 月 日条例第 号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(使用料)

第七条 児童センターの使用料は、無料とする。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。